県立短期大学付属幼稚園に係る入園料の減免について

教育総務課

1 目 的

東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な幼児に対し、短期大学付属 幼稚園の入園料及び保育料を減免することにより、教育機会の確保を図る。

2 内容

(1)対象者(1名)の概要

| 項目 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 前 住 所 | 福島県南相馬市 |
| 現 住 所 | 長野県長野市三輪 |
| 転居 (転園) の 理由 | 原発事故により、居住地が緊急時避難準備区域に指定されたため (被災証明書あり) |
| 家族構成 | 父、母、長男(当該園児)、長女 |

(2) 所要額(減免額)

| 項目 | 減免額 | 減免根拠等 | |
|---------------|------------|---|--|
| 入園料 A | 31, 300 円 | 地方自治法第第 96 条第 1 項 10 号、 知事専決処分事項の 7 (※1) | |
| 保育料 B | 148,000円 | 長野県短期大学条例第7条 | |
| 国庫補助 限度額 C | 20,000円 | 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金交付要綱(※2) | |
| 県負担額 A+B-C | 159, 300 円 | | |

※1 権利の放棄(1件10万円未満)

※2 なお、国庫補助限度額を超える額については特別交付税の対象となる。

(参考)長野県への受入れ児童生徒数(人)(平成24年1月1日現在)

| 区分 | 公 立 | 私 立 | 合 計 |
|--------|-------|-----|-------|
| 幼 稚 園 | 9 | 2 6 | 3 5 |
| 小 学 校 | 1 4 1 | | 1 4 1 |
| 中学校 | 2 3 | | 2 3 |
| 高等学校 | 8 | 1 | 9 |
| 特別支援学校 | 1 | | 1 |